

議案第9号

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成25年6月10日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成18年橋本市条例第204号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
略	占用物件	単位	占用料	略	占用物件	単位	占用料
道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下「令」という。)	看板(ア一チであるものを除く。)	略	略	道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下「令」という。)	看板(ア一チであるものを除く。)	略	略
第7条	標識	略	略	第7条	標識	略	略
第7条	旗ざお	略	略	第7条	旗ざお	略	略
第1号に掲げる物件	幕(令第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その面積1平方メートルにつき1日	44円	第1号に掲げる物件	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その面積1平方メートルにつき1日	44円
	ア一チ	略	440円		ア一チ	略	440円
令第7条第2号に掲げる工作物	略	略	略	令第7条第2号に掲げる工作物	略	略	略
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	略	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	略	占用面積1平方メートルにつき1月	440円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	略	占用面積1平方メートルにつき1月	140円	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	略	占用面積1平方メートルにつき1月	140円
令第8号に掲げる施設並びに同条第9	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	その都度市長が認める額	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	その都度市長が認める額
	その他のもの		その都度市長が認める額		その他のもの		その都度市長が認める額

号に掲げる 施設及び自 動車駐車場		長が認める 額	号に掲げる 施設及び自 動車駐車場		長が認める 額
令第7条第 10号に掲げ る休憩所、 給油所及び 自動車修理 所	上空、トンネルの上又は自動 車専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるもの その他のもの	その都度市 長が認める 額 その都度市 長が認める 額	令第7条第 8号に掲げ る休憩所、 給油所及び 自動車修理 所	上空、トンネルの上又は自動 車専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるもの その他のもの	その都度市 長が認める 額 その都度市 長が認める 額
備考 1～7 略		備考 1～7 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。